

本資料は、商品発売にあたって作成された報道機関向け発表資料を転載したものです。商品ご購入のご検討にあたっては、必ず「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼商品パンフレット」「ご契約のしおり/約款」「特別勘定のしおり」などをご覧ください。



For your future

News Release

TSX/NYSE/PSE: MFC SEHK: 945

報道ご関係者各位
2010年8月31日

投資型年金保険「あしたの年金」を大垣共立銀行で販売開始

マニユライフ生命保険株式会社（代表執行役社長兼 CEO：クレイグ・ブロムリー、以下マニユライフ生命）は、セカンドライフを楽しむための準備ができる商品として、2010年9月1日より投資型年金保険「あしたの年金」【正式名称：新変額個人年金保険V型】を株式会社大垣共立銀行（頭取：土屋 嶼）で販売いたします。

「あしたの年金」は、「セカンドライフに不安を感じているので今から備えておきたい」、「充実したセカンドライフを送るために老後資金を準備しておきたい」というお客様のニーズにお応えする投資型年金保険です。お客様にご検討いただきやすいよう、シンプルな商品設計となっており、受取総額の最低保証も設定されております。

「あしたの年金」の特長

1. お客様のセカンドライフのプランに合わせて、前厚型終身年金と有期年金の2タイプの年金からお選びいただけます。いずれも据置運用期間^{*1}中だけでなく、年金支払期間中も特別勘定で資産を運用する年金です。

①前厚型終身年金

- ・据置運用期間経過後から、一生涯にわたって年金をお支払いします。
- ・前厚期間（年金支払開始日から25年）は、多めの年金額（年金支払基準額^{*2}の4.0%）をお支払いします。
*前厚期間経過後の年金額は、年金支払基準額の1.5%です。
- ・前厚期間満了時における年金の合計額は、運用成果にかかわらず、年金支払基準額の100%を最低保証します。

②有期年金

- ・据置運用期間経過後から、20年間年金をお支払いします。
- ・年金支払期間満了時における年金の総額は、運用成果にかかわらず、年金支払基準額の100%（据置運用期間1年または2年の場合）、102%（据置運用期間3年または4年の場合）、105%（据置運用期間5年以上の場合）を最低保証します。

2. 最短で契約日の1年経過後から年金をお支払いします。

- ・据置運用期間は1～15年（1年単位）の間で、ご契約時に設定いただけます。

3. 受取総額の最低保証があります。

- ・死亡給付金として基本保険金額^{*3}の100%を最低保証します。
- ・死亡一時金とそれまでの年金の合計額との総額として支払総額保証金額^{*4}の100%を最低保証します。

マニユライフ生命は、お客様の信頼に支えられ、その信頼に真摯に応える企業として、また力強さに満ち、明日を切り拓く企業として、お客様お一人おひとりのニーズに合った最適な解決策をご提供しております。今後ともマニユライフ・ファイナンシャルが海外市場で培ったノウハウと当社の国内での経験を結集し、より一層多くのお客様に喜んでいただける商品・サービスをお届けすることを目指してまいります。

用語について

- ※1 据置運用期間 ・ ・ ・ ご契約日からその日を含めて年金支払開始日の前日までの期間をいいます。
- ※2 年金支払基準額 ・ ・ ・ 年金をお支払いする際に基準となる金額をいい、年金支払開始日の年金支払基準額は、「年金支払開始日前日の基本保険金額」または「年金支払開始日末の積立金額」のいずれか大きい金額とします。
- ※3 基本保険金額 ・ ・ ・ 死亡給付金をお支払いする際に基準となる金額をいい、解約・一部解約がない場合、一時払保険料と同額になります。
- ※4 支払総額保証金額 ・ ・ ・ 死亡一時金額を計算する際に使用する金額をいい、年金支払開始日の支払総額保証金額は、年金支払開始日前日の基本保険金額と同額とします。

マニユライフについて

マニユライフ生命保険株式会社（「マニユライフ生命」）は、マニユライフ・ファイナンシャル社のグループ企業です。

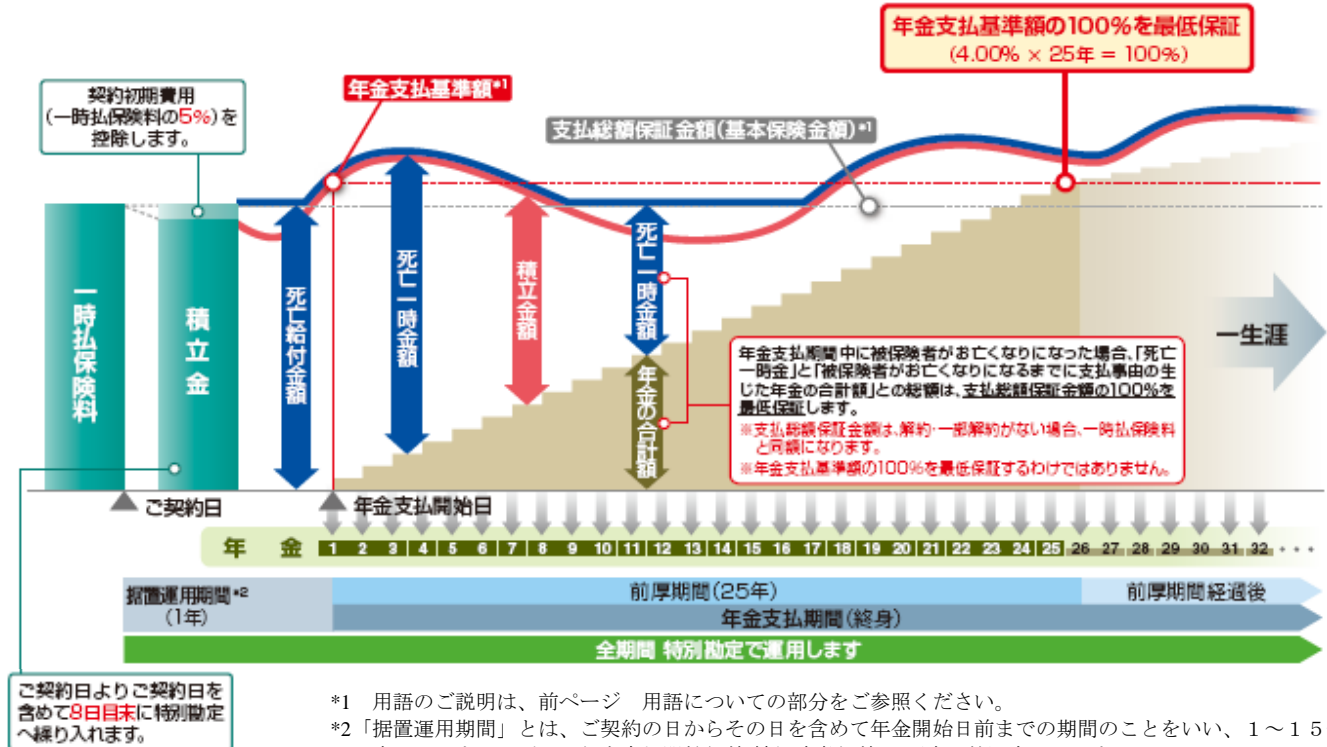
マニユライフ・ファイナンシャルは、カナダを本拠とし、世界22ヶ国・地域で事業を展開している金融サービスのリーディング・グループです。マニユライフは120年以上にわたり、信頼に支えられ、その信頼に真摯に応える企業として、また力強さに満ち、明日を切り拓く企業として、人生で最も重要な資金面の決断を行う際の解決策を、世界各地のお客さまにお届けすることを目指してまいりました。同社職員、エージェントおよび販売パートナーの国際的なネットワークを通じて、世界各地の数百万のお客さまに経済的保障や資産運用・形成のための商品・サービスをご提供しています。また、世界各地の機関投資家のお客さまには、資産運用サービスのみならず、生命保険および損害・傷害保険の再々保険に特化した再保険の解決策もご提供しています。マニユライフ・ファイナンシャルとその子会社の管理運用資産は、2010年6月30日現在4,540億カナダドル（4,280億米ドル）となっています。カナダおよびアジア地域ではマニユライフ・ファイナンシャルとして、米国においては主にジョン・ハンコックとして事業を展開しています。マニユライフ・ファイナンシャル社は、トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「945」で取引されています。マニユライフ・ファイナンシャルについての詳細は同社ホームページ（www.manulife.com）をご覧ください。マニユライフ生命のホームページは次の通りです。（www.manulife.co.jp）

<参考資料>

投資型年金保険「あしたの年金」について

<前厚型終身年金イメージ図>

ご契約例：被保険者の 契約年齢：60歳 / 据置運用期間：1年 / 年金支払開始年齢：61歳 / 年金支払：年1回



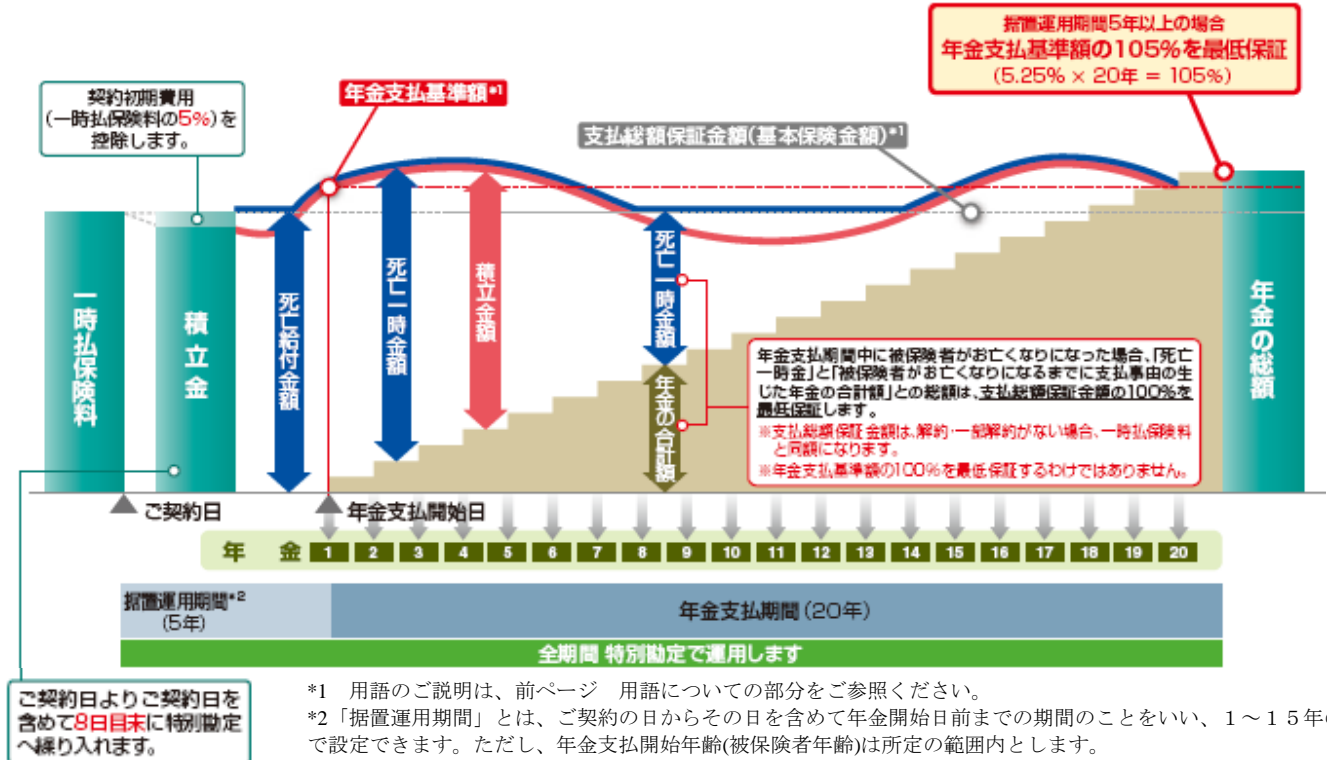
*1 用語のご説明は、前ページ 用語についての部分をご参照ください。

*2 「据置運用期間」とは、ご契約の日からその日を含めて年金開始日前までの期間のことをいい、1～15年の間で設定できます。ただし、年金支払開始年齢(被保険者年齢)は所定の範囲内とします。

※上図はイメージ図であり、将来の積立金額、年金額等を保証するものではありません。また、一部解約等がなかった場合のもので。

<有期年金イメージ図>

ご契約例：被保険者の 契約年齢：60歳 / 据置運用期間：5年 / 年金支払開始年齢：65歳 / 年金支払：年1回



*1 用語のご説明は、前ページ 用語についての部分をご参照ください。

*2 「据置運用期間」とは、ご契約の日からその日を含めて年金開始日前までの期間のことをいい、1～15年の間で設定できます。ただし、年金支払開始年齢(被保険者年齢)は所定の範囲内とします。

※上図はイメージ図であり、将来の積立金額、年金額等を保証するものではありません。また、一部解約等がなかった場合のもので。

- 年金額は、前厚型終身年金および有期年金ともに、つぎの算式により計算されます。

$$\text{年金額} = \text{年金支払開始日の年金支払基準額} \times \text{年金額算出率}$$

- 年金支払開始日の年金支払基準額は、つぎのいずれか大きい金額になります。

年金支払開始日前日の基本保険金額 ←いずれか大きい金額→ 年金支払開始日末の積立金額

- 年金額算出率は、つぎのとおりです。

前厚型終身年金		有期年金		
前厚期間 (25年)	前厚期間経過後 (26年目～終身)	据置運用期間		
		1年または2年	3年または4年	5年以上
4.00%	1.50%	5.00%	5.10%	5.25%

特別勘定について

特別勘定名	グローバル・バランス20		
特別勘定の運用方針	主として日本株式、日本債券、外国株式および外国債券に分散投資します。各資産への投資は、それらの資産に投資を行う投資信託を通じて行うことがあります。価格変動リスク等に配慮し、資産価値の変動の大きい資産の組み入れを抑えた国際分散投資を行います。		
主な投資対象となる投資信託	マニユライフ・国際分散ファンド20(適格機関投資家専用)		
主な投資対象となる投資信託の基本資産配分と運用方針	長期的に安定した投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。		
	資産	基本資産配分	特色
	日本株式	5%	わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、TOPIX(東証株価指数)／配当込みの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
	外国株式(ヘッジあり)	15%	世界の主要国の株式市場の動きをとらえることを目標に、MSCI-KOKUSAIインデックス(税引前配当金再投資・円ヘッジ円ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
	日本債券	15%	わが国の債券市場の動きをとらえることを目標に、NOMURA-BPI総合インデックス(NOMURA・ボンドパフォーマンスインデックス総合)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
	外国債券(ヘッジなし)	15%	世界の主要国の債券市場の動きをとらえることを目標に、シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
外国債券(ヘッジあり)	50%	世界の主要国の債券市場の動きをとらえることを目標に、シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジあり、円ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。	
※市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。			
主な投資対象となる投資信託の運用会社	マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社		
運用関係費	特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して(信託報酬*) 年率 0.1995% (税抜:年率0.19%)		

*運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する諸費用ならびに信託財産に係る監査報酬等)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため、これらの金額および費用の合計額を表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

※特別勘定の運用方針および主な投資対象となる投資信託は、今後変更することがあります。

※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

引き受け条件について

		前厚型終身年金	有期年金
被保険者の契約年齢		45歳～75歳(満年齢)	0歳～75歳(満年齢)
保険料のお取り扱い		350万円～5億円(1円単位) ※同一被保険者で、マニユライフ生命の変額個人年金保険のご契約が複数ある場合、合算して5億円を超えることはできません。	
保険料の払込方法		一時払のみ ※マニユライフ生命が指定する金融機関の口座への送金に限定しています。	
保険期間	据置運用期間	1年～15年(1年単位) ※据置運用期間は、年金支払開始年齢に応じて設定できます。 前厚型終身年金の年金支払開始年齢は60歳～90歳のため、被保険者の契約年齢が50歳の場合、据置運用期間は10年～15年の範囲内で設定できます。	
	年金支払期間	終身	20年
年金支払開始年齢		60歳～90歳(満年齢)	1歳～85歳(満年齢)
年金受取人		ご契約者または被保険者	
年金分割支払回数		年1回、年6回(隔月)、年12回(毎月)	
告知について		告知していただく事項はありません。	
保障の責任開始期		マニユライフ生命がご契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料のお払い込みが完了した日を責任開始の日(ご契約日)とします。	

諸費用について

この保険にかかる費用の合計額は、契約初期費用、保険関係費および運用関係費の合計額になります。そのほか、遺族年金の年金支払期間中には年金管理費がかかります。

■ ご契約時にご負担いただく費用

項目	費用	時期
契約初期費用 (ご契約の締結に必要な費用)	一時払保険料に 5% を乗じた金額	特別勘定への繰り入れの際、一時払保険料から控除します。

■ 特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

項目	費用	時期
保険関係費 (死亡給付金等の最低保証のための費用、ご契約の締結・維持等に必要な費用)	特別勘定の資産総額に対して年率 2.79%	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。
運用関係費 (特別勘定の運用にかかわる費用)	特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して(信託報酬*)年率 0.1995% (税抜:年率0.19%)	

*運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する経費用ならびに信託財産に係る監査報酬等)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため、これらの金額および費用の合計額を表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

※年金支払開始日以後、積立金がなくなった場合、それ以降は保険関係費、運用関係費を控除しません。

■ 遺族年金の年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	費用	時期
年金管理費 (遺族年金のお支払いの管理にかかる費用)	遺族年金の年金額の 1%	遺族年金の年金支払日に責任準備金から控除します。

この保険には運用のリスクがあります。

この保険の資産は、特別勘定での運用期間中、主に投資信託を通じて国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が積立金額・将来の年金額等の増減につながります。

このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額(一部解約した場合、解約返戻金額と年金額等お支払いする金額の合計額)が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)に帰属します。

以上